

第3回 総社市水道料金等検討委員会 議事録

開催日時	令和7年12月22日（月） 14：00～16：15
開催場所	総社市役所 4階 大会議室
出席委員	川本和則、石原和則、中村義弘、吉岡亨祐、土家美佐枝、近江美鈴、永田寿枝、中山睦雄、秋山伸
欠席委員	中西真理
事務局職員	西村環境水道部長、浅野上水道課長、角田下水道課長、但野上水道課主幹、岡崎下水道課主幹、茅野上水道課課長補佐、白神下水道課下水道係長、久保上水道課工務係主査（水道技術管理者）、和木上水道課業務係主任、大角下水道課下水道係主任、北代上水道課業務係主事
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 上下水道事業について振り返り　外（上水道課・下水道課説明） 　　・・・資料1</p> <p>(2) 広報について　（上水道課説明）・・・資料2 　　～質疑応答～ 　　～審　　議～</p> <p>(3) 意見書の作成案について　・・・資料3 　　～質疑応答～ 　　～審　　議～</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>

【会議の概要】

1 開会

2 議事

（1）上下水道事業について振り返り　外（上水道課・下水道課説明）・・・資料1

上水道課・下水道課職員が、これまでの振り返りや追加提案などを説明した。

（2）広報について　（上水道課説明）・・・資料2

上水道課職員が、料金改定にあたっての広報について説明した。

(休憩)

(資料 1 水道事業の説明に対する質疑応答)

⇒なし

(資料 1 下水道事業の説明に対する質疑応答)

委員 :

下水道は本来、独立採算を目指すべきですが、目標改定率 51% 対し 20%，さらに 15%へと下げた場合、国の指針や補助金への影響はありませんか。

事務局 :

一般会計からの繰り入れを含めて 100%（収支均衡）を維持する形をとるため、国庫補助への大きな影響はありません。適用可能な補助を活用するスタンスは変わりませんが、住民感情も考慮し、5 年ごとの段階的な改定の中で妥当性を判断していただきたいと考えています。

(資料 1 追加資料 下水道事業の追加提案に対する審議)

議長 :

改定率以外の前回までの審議内容（資料 1・24 ページの見直しポイント）については、変更なしということでよろしいでしょうか。

委員：(了承)

議長 :

それでは、追加で提案のありました改定率の審議に入りたいと思います。現在出されているのは、前回までの平均改定率 20% という案が資料 1 に記載されている内容です。それに対し、15%に変更する案と、その 15%の中でのパターンが資料 1 の「追加①」と「追加②」として提示されています。まずは前回までの 20%案のまいくかどうかについてお諮りしますが、私の考えをたたき台として出させていただきます。資料 1 の 21 ページで目標とする適正な改定率が 51% とされている一方で、32 ページの 20%案での試算を見ますと、20 m³のところで月額 600 円の上昇となり、上昇率が 56% に達しています。これは適正とされる 51% を超えてしまっており、公共料金として必要以上の値上がりになる箇所があるのは問題があると考えます。事務局からも指

摘要があったとおり、51%必要なのに56%上がるゾーンがあるのは不適切ですので、今回提案された15%の案にしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

委員：（了承）

議長：

それでは、前回までにご意見をまとめさせていただいた平均改定率20%の案は廃案とさせていただきます。

次に、15%のうち、どちらの案を採用するかについてですが、漠然と意見を伺うのは難しいかと思いますので、私の考えを述べさせていただき、それに対して委員の皆様の意見をまとめたいと思います。

資料1の32ページ、20%案の表をもう一度ご覧ください。20%案では上昇率の差が、最も低い0m³の13%から、最も高い20m³の56%まであり、その差は43ポイントになります。

これを踏まえて「追加資料1」の「追加①」の6ページをご覧ください。15%案の第1案では、最も低い0m³の0%から、最も高い20m³の43%までとなっており、差は43ポイントで、20%案と変わりません。

次に「追加②」の6ページをご覧ください。第2案では、最も低い0m³が5%，最も高い20m³が28%となっており、上昇幅の差が25%程度に抑えられています。つまり、一番上がる人と上がらない人の差が3つの案の中で最も小さいのです。1ヶ月あたりの金額で見れば大きな差はないかもしれません、割合で見ると違いが明確です。また「追加①」の2ページでは、改定後の見込み額が約7億941万円、経費の約76.5%が回収できる予想です。一方「追加②」の2ページでは、改定後の見込み額は約7億939万1,000円で、回収率自体は76.5%でほぼ変わりません。財政的にはどちらも大差ないと見えます。ポイントは、追加①の案を第1案、追加②の案を第2案で申し上げますと、第1案、第2案の違いは、値上がりの影響を強く受ける方とそうでない方の差がどれだけあるかということです。倍ほど上がる方もいれば全然上がらない方もいるパターン（第1案）にするのか、一番上がる方でも差を25%程度に留めるのか。第2案は、たくさん使う方ほど多くご負担いただく案に見えますが、私のこの理解で正しいでしょうか。

事務局：

議長のお見込みとおり、第2案はたくさん使われる方にご負担いただく案となって

います。

議長：

第1案はあまり使われない方にも負担が及ぶ分布になっています。たくさん使われる方に多く負担いただく形にするのかどうかをベースにご議論いただければと思いますが、この方向で確認を進めてよろしいでしょうか。

委員：

少し話が逸れるかもしれません、第1案で0m³の方が0円(0%)となっていますが、こうした世帯は全体でどのくらいありますか。単純に「差が40ポイントある」と言っても、例えば10m³以下の方がごく少数であれば、そこを基準に格差を論じるのは違うのではないかでしょうか。そもそも、上水道を使用すれば下水道料金は必ず発生するはずですが、下水道の使用水量が0m³という人は実際にいるのでしょうか。

事務局：

公共下水道では164世帯が該当します。

委員：

使用水量の全体的な割合はどうなっていますか。

事務局：

60m³までの使用者が全体の9割を占めています。その内訳は、10m³ごとにそれぞれ、10m³までが13%，20m³までが18.5%，30m³までが17.5%，40m³までが18.2%，50m³までが13.8%，60m³までが8%です。それ以上の水量の割合は一桁台となります。

議長：

確認ですが、50m³あたりまでが全体の大半を占めているということでよろしいですか。

事務局：

そのとおりです。

議長：

そうしますと、先ほどの私の説明を修正させていただきます。第1案は、 20 m^3 あたりで43%， 15 m^3 あたりで32%と高い上昇率が出ますが、 30 から 50 m^3 の範囲では月額990円の上昇となり、上昇率は25%から13%程度に下がります。つまり、ご家族が多く使用量が多い世帯にとっては、第1案の方が第2案よりも上昇率は低くなります。逆に第2案は、 40 m^3 あたりまでは第1案より安く設定されていますが、 50 m^3 を超えると第1案より高くなるイメージです。第1案は、 50 m^3 までの上昇率が第2案よりも高めに設定されており、使用量が少な目の方にとっては負担が増える案といえます。他にご意見はありますか。

委員：

事務局から割合を教えていただきましたが、負担率が急激に上がる箇所があるよりも、全体的に負担率が揃っていく方が望ましいと思います。そうなると、第2案の方が影響が少なく、適当ではないかというのが私の個人的な意見です。

議長：

他になければ、改めて私から案を出させていただきます。使用者の割合を考えますと、第1案は 40 m^3 までの比較的少ない水量を使われる方の負担増加率が高く、ピークが目立ちます。一方、第2案は全体的な上昇率の分布が平準化されています。ご意見がありましたとおり、全体の人数の割合や公平感を考えれば、40%上がる人もいれば0%の人もいるといった極端な差があるより、多少の差はあっても同じような割合の分布になる方が納得感があるのではないかでしょうか。第2案をたたき台としてご審議いただきたいと思いますが、賛成、反対などご意見はありますか。

委員：

基本的には私も議長がまとめられた「第2案」の方が、市民の方にも説明しやすく、公平感があると思います。第2案で 0 m^3 のところが110円上昇となっていますが、これは使用していないくとも基本料金が上がるということでしょうか。

事務局：

基本使用料の部分が上がることによるものです。

委員 :

わかりました。これまでの議論を聞いていると、やはり公平感の面で第2案が良いと思います。

委員 :

先ほど住民がどのくらい使っているかの割合が出ましたが、それが表1枚で見えるようになっていれば、自分たちがどのあたりに該当するのか誰でも理解しやすくなると思います。

議長 :

資料の最後に、上下水を合わせた世帯人数ごとの試算表があります。これが目安になるかと思います。もちろん全員がこのとおりになるわけではありませんが、上下水を合わせても上昇率が20%台で落ち着いており、突出した部分がないため、公平感があると思われますがいかがでしょうか。

委員 : (了承)

議長 :

第1案、第2案について他に意見はございますか。特になければ、これまでの意見をまとめますと、第2案に賛成いただく意見が多かったため、第2案を本日の結論として意見が一致をしたということでよろしいでしょうか。

委員 : (了承)

(資料2広報についての審議)

議長 :

広報について何かご意見はありますか。

委員 :

料金改定の周知に際して、可能であれば県内の平均と比較して総社市は今このくらいである、という情報を出していただきたいです。

委員 :

11月の広報に「料金収入の減少」の理由として「人口減少」と書かれていましたが、総社市民の感覚からすると、今現在人口は減っていないと思います。10年、20年先はわかりませんが、現時点での説明として「人口減少」という言葉には違和感を覚えました。

事務局 :

ご提案いただいたチラシの件ですが、A4両面1枚での配布を考えております。県内平均の上水道・下水道料金については、詳細な表は難しいかもしれません、数値で比較がわかるように記載したいと思います。現状を知っていただく意味でも有効だと考えます。

人口の表現についてですが、確かにここ数年は微増微減を繰り返し、6万9,500人から6万9,700人程度で推移しており、直ちに人口減少が減収に直結しているわけではありません。ただ、今後の可能性を含めた言い方になってしまいました。今後の意見書等でも同様の表現が出てくるかと思いますが、上下水道事業としては収益をシビアに見ていきたいという思いからの表現であるとご理解いただければ幸いです。今後は掲載内容をよく吟味して発信してまいります。

議長 :

広報については、ご指摘の点を踏まえて進めていただくということでよろしいでしょうか。

委員 : (了承)

(資料3意見書の作成案についての審議)

議長 :

続いて資料3の意見書の作成についてです。事前に目を通してくださいていると思いますが、私から確認したのち審議に入ります。

(議長から意見書の概要について説明)

この案についてご意見はありますか。

委員 :

この意見書は市長にだけ出すものですか、それとも一般に公開されますか。

事務局：

ホームページで公開します。

委員

公開されるのであれば、最後から2行目の「慎重に検討を行ってきました」の前に、この委員会が「総社市からの資料や説明をもとに検討した」というニュアンスを入れていただけませんか。値上げを委員会が自主的に決めたような印象を与えないためです。また、8ページの「下水道使用料の改定の必要性」の6行目にある「市民負担の公平性の観点から、早急な是正が必要です」という文面ですが、市民サービスとしての市の動きを表現するには、少し言葉がきつすぎる気がします。「市民サービスへの影響がある」など、もう少し柔らかい言葉にできませんか。

議長：

1点目については、検討委員会が市長からの諮問を受けて設置されたものですので、「総社市長からの諮問を受け」という表現を入れれば、依頼に基づいて検討したことが明確になるかと思います。その趣旨を入れることでよろしいでしょうか。

2点目の「早急な是正」については、「受益者負担の原則等の観点から」といった形にまとめるのはいかがでしょうか。

細かい表現の調整については、私と事務局に一任していただけますか。

委員：（了承）

委員：

8ページの（3）「あわせて」以降の文章に句読点がなく、内容が伝わりにくいと思います。また（4）の基本水量の廃止についても、十分な説明がないと伝わらないのではないかでしょうか。

議長：

委員がおっしゃるとおり、これまで 20 m^3 までは基本料金に含まれていたという仕組みが変わる点は、丁寧に説明する必要があります。「これまで基本使用料に含めていた 20 m^3 までの水量については、公平性確保の観点から廃止し、従量制に移行する」といった趣旨が伝わるよう、事務局と相談して修正します。句読点についても「従量制に変更する予定があること」の後ろに入れるなどし、修正いたします。

委員 :

基本水量については、同じ 8 ページの下の方に語句の説明がありますので、そこを参照するような注釈を入れるだけでも分かりやすくなると思います。

議長 :

検討させていただきます。他にござりますか。

委員 :

全体的に綺麗にまとまっていますが、意見書を市民が目にする際、施設の耐震化などで料金を上げる理由はわかっても、市がどのような経営改善の努力をしてきたのかが見えにくいと感じました。会議の中で出た経営改善についても触れていただけると、市民の方も納得しやすいのではないでしょうか。

また、9 ページの (4) ①の最後が「適当である」と言い切りになっている一方で、②では「適当であると考えます」となっており、語尾が統一されていません。

議長 :

語尾の統一については修正いたします。1 点目の「経営改善」の記載については、文章の中に盛り込むか、あるいは別の形で公表するか検討したいと思います。

委員 :

経営改善については、この委員会で詳しく審議したわけではありませんので、9 ページの最後に「これまで経営改善に取り組んでいるとの説明があった。今後もより一層取り組んでもらうことを探む」という一文を、独立した項目として「8. 経営改善への取り組みについて」のようにし、意見として強調するのはいかがでしょうか。

議長 :

今ご指摘いただいた最後の 2 行分を、8 番として、経営改善の継続を求めることも委員会の意見として示す形にします。それでよろしいでしょうか。

委員 : (了承)

委員 :

修正して完成したものは見せていただくことはできますか。

事務局：

意見書提出をさせていただく少し前後になろうかと思いますが、確定したものにつきましては委員の皆様方にまた送付させていただくように考えております。

議長：

それでは、これまで意見が出た修正箇所については、事務局と私が最終調整させていただくということでよろしいでしょうか。

委員：（了承）

事務局：

先ほどの下水道の基本水量廃止につきましては上水道と同一の表現を使わせていただいております。上水道についても修正をさせていただくということでご報告させていただきます。

議長：

本日ここで出てこなかった問題につきまして、表現の問題等が出てきた場合、事務局と私の方で判断して表現のみ修正させていただくということでよろしいでしょうか。

委員：（了承）

議長：

意見書の内容につきましては、意見の一致を見たという形でまとめさせていただいくてよろしいでしょうか？

委員：（了承）

議長：

これで本日の審議はすべて終了です。委員の皆様には3回にわたり、お忙しい中、活発にご議論いただき誠にありがとうございました。

3 その他

市民への意見書提出の日程や、市ホームページへの議事録の公開について確認した。

4 閉会